

《 近江八幡市の協働のまちづくりについて 》

◎背景

- ・住民ニーズの多様化、複雑化
- ・地域によって抱える課題が異なる
- ・自治会加入率の低下
- ・各種市民活動団体の設立
- ・核家族化（若年世帯、高齢者世帯、独居高齢者）の進展



市全体としての統合的な調整と課題解決が困難になってきた。

◎経緯

平成 12 年 4 月 国で地方分権一括法が施行

市民と行政とが市政に関する情報を共有しながら、適切な役割分担のもと、市民自らの責任と意思決定によるまちづくりを促進し、市民と行政のお互いが理解・尊重し、連携・協力して「協働のまちづくり」をより一層進めていくことが必要となった。

平成 14 年度 モデルとして「岡山学区まちづくり協議会」を設立

平成 17 年 11 月 条例策定委員を選考し、協議を開始

平成 19 年 3 月 近江八幡市協働のまちづくり基本条例 公布

平成 20 年 3 月 同 条例 施行

（平成 22 年 3 月 21 日 市町合併により、暫定施行）

「協働のまちづくり」の基本的な理念、ルールとして条例を定め、1 年間の周知期間をおき施行した。条例の第 30 条に「学区まちづくり協議会」の設立を規定しており、「学区コミュニティセンター」をその活動拠点として位置付けている。

平成 20 年度 「地域まちづくり支援助成金」制度化

市長マニフェストにより、市税の 1 % を市民の活動に還元するための制度。

まちづくり協議会からの申請に基づき交付。（助成率：事業費の 8 / 10）

平成 22 年 3 月 20 日 学区公民館を学区コミュニティセンターに移行

公民館主事（正規職員）を引上げ、学区まちづくり協議会が主体となって地域の運営を行なうことになった。

平成 22 年度 「地域まちづくり支援交付金」制度化

地域からの強い要望により、資金を学区のまちづくり事業や組織運営の充実のために有効活用できるよう、助成金制度から使途を定めない交付金制度に改めた。

金額については、各まちづくり協議会で職員が雇用できるよう、学区の規模に応じた金額を交付している。

平成 23 年 6 月 協働のまちづくり推進委員会・庁内委員会等を設置

合併後、暫定施行となっている「近江八幡市協働のまちづくり基本条例」を全市施行するため協議し条例の素案を策定した。

平成 23 年 12 月 新市「近江八幡市協働のまちづくり基本条例」公布

平成 24 年 4 月 1 日 同条例 施行

◆1 地域コミュニティセンター

(1) 地域コミュニティセンターの必要性

本市の旧近江八幡地域では、昭和の合併時の町村単位である8学区及び沖島地域に、社会教育法に基づく「公民館」を設置しており、公民館主事等を中心に社会教育に取り組むとともに、地域住民の参画を得ながら地域のコミュニティ活動についても活発に取り組んできた。

地方分権の進展に伴いこれからの時代は、これまで以上に地域住民による自主的な地域づくりを進めることが求められているため、社会教育に限定された「公民館」を、様々な活動が可能な「コミュニティセンター」に改め、地域活動の拠点として活用いただくこととなった。

本市のこれからの社会教育については、中央公民館を中心とした事業の推進を検討しており、「中央公民館構想」としてその実現をめざしている。

(2) 地域コミュニティセンターの役割

①コミュニティセンターの位置付け

コミュニティセンターは、その設置条例で「協働のまちづくりを促進し、特色ある地域社会の形成に資するとともに、市民のコミュニティ活動の拠点として」設置し、次の事業の使用に供すると規定している。

- (1) 市民と行政とが協働のまちづくりを促進するための事業
- (2) 住みよい特色ある地域社会の形成に資するための事業
- (3) 市民の防災意識の高揚を図るための事業
- (4) 市民が自主的に交流し、相互の連携を図り、コミュニティ活動の促進並びに災害時の情報収集の迅速化及び円滑化を図るための事業
- (5) 災害時における現地本部又は避難所
- (6) 前各号に掲げるもののほか、設置の目的を達成するために必要な事業等

②コミュニティセンターの維持管理

維持管理については、センター長ならびにセンター職員を配置し、市の直営で業務を行っている。

③コミュニティセンターの業務

地域の活動拠点として有効に活用されるよう、以下の業務を行う。

- (1) 施設の維持管理業務
- (2) 貸館や備品の貸出業務
- (3) 災害時等に避難場所として開設した際の対応
- (4) 市との各種業務連携や各種会議への出席

- (5) まちづくり協議会との各種業務連携
- (6) 月2回、広報を各自治会へ配布する

◆2 まちづくり協議会

(1) まちづくり協議会

まちづくり協議会は、地域住民による自主的な地域づくりを進めるための組織として位置付け、「条例」とそれに基づく「学区まちづくり協議会に関する規則」で規定している。

①まちづくり協議会の役割

地域社会をめぐる課題が複雑多岐にわたるなかで、様々な課題に柔軟に対応していくためには、それぞれの地域が必要とする事業を地域住民自らがきめ細かく企画・展開できる体制づくりが重要であり、それを実現するための組織が**まちづくり協議会**である。

まちづくり協議会は、地域の実情や課題を踏まえ、その解消に向けた**地域まちづくり計画**を策定し、その計画に基づく事業を展開することにより、地域の抱える課題解決と住みよい地域づくりの実現を目指している。

②まちづくり協議会の業務

従前の公民館で行っていた業務の仕分けを行い、地域住民を対象とした各種事業は、まちづくり協議会が中心となって実施している。

- (1) 地域まちづくり計画に基づく事業の推進
- (2) 公民館で行っていた事業（社会教育事業を除く）
- (3) 地域の課題解決のための事業
- (4) 構成団体の育成指導等
- (5) 市からの受託業務

③まちづくり協議会の体制

まちづくり協議会が各学区において設立され、事業を推進していくために、独自に人員を確保していく必要があり、市ではそのための支援を行うこととなった。

◆3 行政の支援

(1) 行政の支援

これからの行政と市民とによる協働のまちづくりを推進していく上で、まちづくり協議会の果たす役割は非常に大きく重要なものとなってきている。

市は必要な支援を行っていくことが条例に規定されている。(条例第30条第4項)

① 地域まちづくり支援交付金制度の創設

平成22年度に、これまでの助成金制度であったものを交付金制度に改めた。

支援交付金は、学区に平等に配分する均等割と、各学区の規模に準じた人口・面積等を勘案した加算により交付。(平成26年度予算 115,100千円)

② まちづくり協議会の拠点をコミュニティセンターに置く

コミュニティセンターの事務室をまちづくり協議会の拠点として使用できるよう、行政財産の使用許可を行っている。(条例第30条第6項)

③ 連絡調整会議の開催

まちづくり協議会の会長会議及び事務主任者会議、コミュニティセンターのセンター長会議及び職員会議を定期的に開催して情報交換や事務連絡を行っている。

④ まちづくり協議会に公用車を配置

文書の配布や地域の事業、さらには災害時の広報活動等に活用するため、公用車を各まちづくり協議会に配置する。

◆4 協働のまちづくりの推進

近江八幡市では、過去数十年続いてきた学区の公民館制度を改め、地域住民の主体性を尊重しその活動拠点となるコミュニティセンターへと移行し、活動の主体を担うまちづくり協議会の充実強化を目指して一連の施策を推進している。

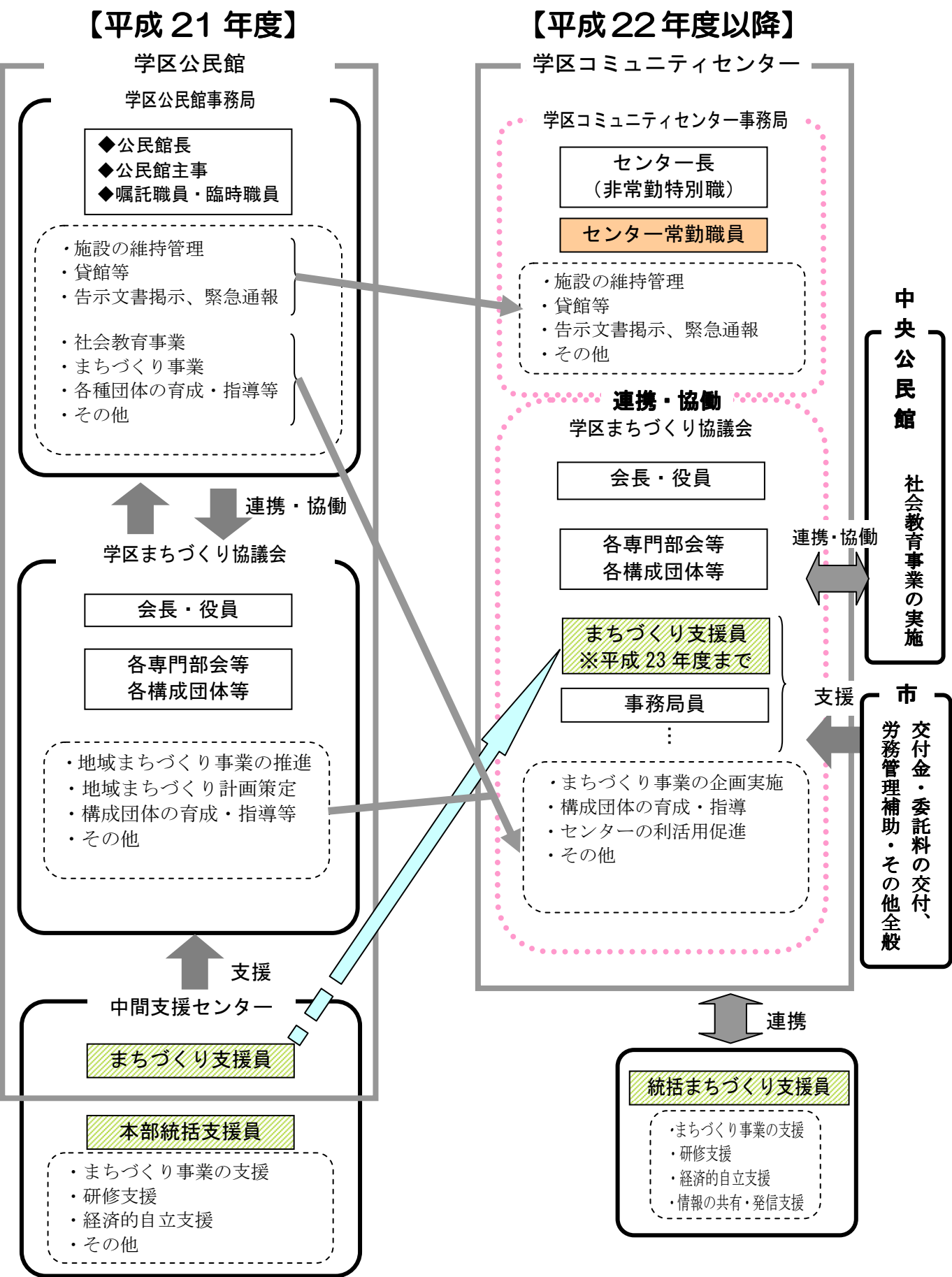
合併後暫定施行となっていた「協働のまちづくり基本条例」について、「協働のまちづくり推進委員会」が中心となって素案を策定し、市が検討を加え、平成23年12月議会で議決され、平成24年4月1日から全市施行することとなった。

合わせて、市民と行政との適切な役割分担による協働のまちづくりの実現に向け、市民自治基本計画の策定を行なう予定である。

今後様々な課題が顕在化してくると思われるが、逐次改善してよりよい制度となるよう努める。

また、旧安土町地域においては、老蘇学区が平成24年度に、安土学区が平成25年度にまちづくり協議会を立ち上げ、新市域すべての学区でまちづくり協議会が設立、それぞれの地域に根ざした活動を展開している。

◆学区コミュニティセンター・まちづくり協議会（組織構成）

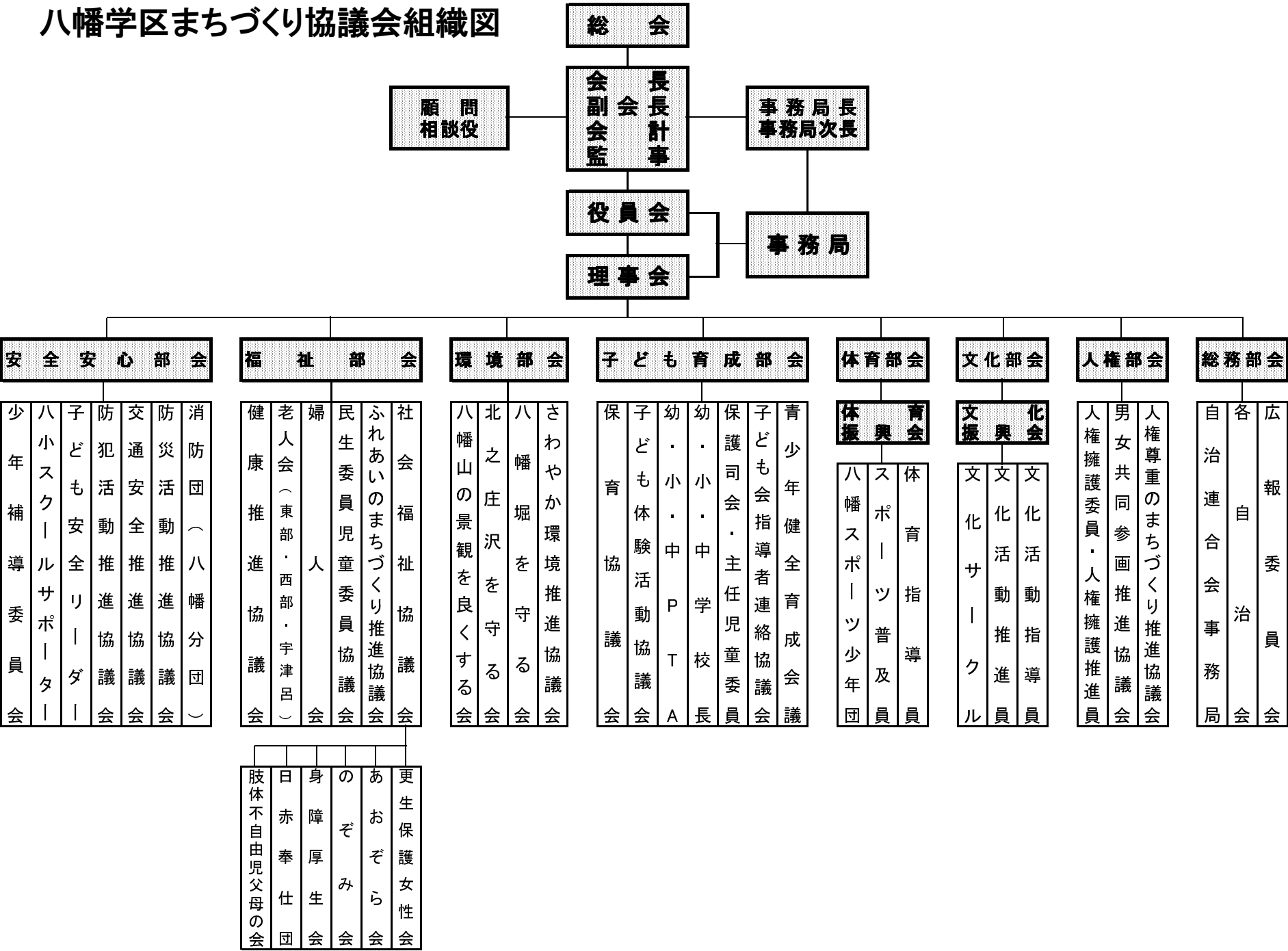


まちづくり協議会・コミュニティセンター 職員数

H26.4.1

学区等	人口	世帯数	公 民 館				コミュニティセンター【まちづくり協議会】				
			公民館長	主事	事務員／ 用務員		まち協会長	センター長 (※まち協会長と兼務)	センター職員	まち協職員	
八幡	15,284	6,379	8	1	2	5	8	1	1	1	5
島	1,963	629	5	1	1	3	5	1	※ 1	1	3
沖島	331	135	2	1	0	1	2	1	※ 1	1	
岡山	5,960	2,066	5	1	1	3	5	1	※ 1	1	
金田	14,730	5,799	6	1	1	4	8	1	1	1	5
桐原	17,873	7,001	7	1	1	5	8	1	1	1	5
馬淵	3,593	1,309	6	1	1	4	6	1	1	1	3
北里	5,716	1,964	5	1	1	3	6	1	※ 1	1	4
武佐	4,067	1,680	5	1	1	3	6	1	※ 1	1	4
安土	9,811	3,535	3	1	0	2	6	1	1	1	3
老蘇	2,685	837					6	1	1	9月より1名雇用予定	4
合計	82,013	31,334	52	10	9	33	66	11	6	10	39

八幡学区まちづくり協議会組織図



■まちづくり協議会活動とまちづくり支援交付金の成果と課題

大いなる権限と財源と責任が地域に委ねられるようになりました。

「金を出すけど口は出さない」

《成果》

【地域の変化の一例】※以下の事例は全ての学区に共通するものではありません。

- ①公民館時代はそれぞれの事業の段取りを最後の段階まで事務局が固め、役員には当日に実働部隊として事業運営をしていただくだけでした。しかし、今は企画の段階から役員中心に取り組んでもらっています。そのため必然的に会議の回数も増え、何度もコミセンに足を運んでももらえるようになりました。
- ②自治会ごとの個性が表に出てくるようになりました。自分たちの町特有の風景や産業を見つけ出し、それを如何にして発信していくかを考えるようになりました。「何もない田舎」としか思っていなかった町民に、ふるさとへの愛着と誇りの思いが芽生えてきています。
- ③学区まち協でひとつのテーマを決め、それに取り組む自治会に対して交付金を原資とした補助金を交付しています。今年度は環境美化をテーマに補助金を交付しました。
- ④地域の防災機能を高めるために、自主防災組織立ち上げの研修会や希望する町に個別指導を行ったことで組織化が大きく進みました。今後、行政では手が届かないもので、なおかつ、町では手に負えない物に対して補助金の交付を検討しています。
- ⑤公民館で実施していた時の事業は、その事業を担当する団体や部会だけで担っていました。しかし、まち協になって横の繋がりができてからは、文化部門の事業であっても福祉や体育部門などがブースを設けたり、運営にも協力するようになりました。
- ⑥公民館は行政の直営であったため、特定の企業や NPO と連携した事業は実施していませんでしたが、まち協になってからは、それらも市民として位置づけ、事業への参加を呼び掛けています。

- ⑦まち協だよりに広告を募集して財源確保に取り組んでいます。
- ⑧駐車場を朝市や軽トラ市場として提供することで、異なった業種の生産者同士や消費者との交流の場を設けています。また、これを発展させることでコミュニティビジネスの可能性を模索しています。
- ⑨まち協予算を編成するに当たっては、各部会から予算要求とともに事業計画を提出させ、それを基に各部会に対する予算ヒアリングを行い決定しています。また、ヒアリングには全ての団体の代表者が出席し、他団体の予算を精査するなど透明性の確保にも努めている学区もあります。

《課題》

- ①これまでの公民館事業を踏襲している地域とこれからのまち協の役割を模索し始めた地域との温度差が生じてきました。
- ②交付金の財源確保
- ③まちづくり協議会の拠点施設であるコミュニティセンターの今後の管理運営のあり方
- ④災害時の避難場所開設時の災害本部との連携、コミュニティセンター職員、まちづくり協議会職員の対応のあり方

■公民館のコミュニティセンター移行に向けた主な協議

《協議の経過（抜粋）》

・コミュニティセンター体制検討委員会：H20.9.29 ～ H21.5.8（5回）

・関係課協議：H21.1.30 ～ H21.11.6（5回）

（・全課照会：公民館関連事業の洗い出し）

・政策会議：H21.11.6

・公民館主事会議

・議会関係

会派勉強会：3回

総務常任委員会：3回

・市民説明

各学区民説明会：1回

三者懇談会（学区自治連合会長、まち協会長、公民館長）：3回

代表者会議（学区自治連合会長、まち協会長）：4回

社会福祉協議会協議：1回

《主な検討事項》

・コミュニティセンターへの移行やまちづくり協議会についてのPRが不足している

・まちづくり協議会職員の採用や労務管理についての支援

・指揮命令系統の明確化（双方の職員の業務役割）

・文書送付の扱い

・施設維持管理等の市の関与範囲